

高齢者虐待防止のための指針

法人名：一般社団法人 くるめ地域支援センター

事業所名	住所	電話番号
久留米中央地域包括支援センター	久留米市東町 32-2 (HM 久留米ビル 1 階)	(0942) 46-8711
久留米中央第 2 地域包括支援センター	久留米市原古賀町 30-1 (IKEDA ビル 1 階)	(0942) 27-6860
久留米中央第 3 地域包括支援センター	久留米市諏訪野町 1903-6 (えーるピア久留米敷地内)	(0942) 27-6886
久留米東地域包括支援センター	久留米市山本町豊田 1 4 9 9 - 2 1 (久留米市東部地域高齢者ケアステーション)	(0942) 41-5522
久留米東第 2 地域包括支援センター	久留米市田主丸町田主丸 459-11 (田主丸総合支所 1 階)	(0943) 72-8055
久留米西地域包括支援センター	久留米市三潞町玉満 2 7 7 9 - 1 (三潞総合支所)	(0942) 51-6100
久留米西第 2 地域包括支援センター	久留米市大善寺南 2-10-8 (市営大善寺団地 No.8 棟 1 階)	(0942) 27-8569
久留米南地域包括支援センター	久留米市上津 1-13-22 (南部保健センター)	(0942) 51-2332
久留米南第 2 地域包括支援センター	久留米市南 1-8-1 (教育センター 1 階)	(0942) 36-5311
久留米北地域包括支援センター	久留米市北野町中 3 2 5 3 (コスモすまいる北野)	(0942) 23-1055
久留米北第 2 地域包括支援センター	久留米市東合川 5-8-5 (地場産くるめ 2 階)	(0942) 65-5156

高齢者虐待防止のための指針

1. 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

事業所は、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、「久留米市地域包括支援センターにおける高齢者虐待対応マニュアル」「久留米市虐待対応マニュアル」に基づき対応を行います。

【虐待の定義】

虐待に該当する行為の定義は、次の通りです。

(1) 養護者による虐待

養護者がその養護する高齢者に対して行う次に掲げる行為

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

② 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置等用語を著しく怠ること

③ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

⑤ 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

(2) 職員による虐待（養介護施設従事者等による虐待）

職員が高齢者に対して行う次に掲げる行為

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

② 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

③ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

⑤ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

「養介護施設」、「養介護事業」、「養介護施設従事者等」の定義

法に規定される「養介護施設」、「養介護事業」、「養介護施設従事者等」の範囲は次の通りであり、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスに従事する職員すべてが対象となる。

■養介護施設の範囲

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

■養介護事業の範囲

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業

■養介護施設従事者等の範囲

- ・養介護施設または養介護事業の業務に従事する者

2. 虐待防止検討委員会その他の事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置及び開催

事業所は虐待発生の防止及び早期発見に組織的に取り組み、虐待が発生した場合は再発防止に努める観点から「虐待防止委員会」を設置します。虐待防止委員会は、本部会議等にて行い、年1回以上開催をします。委員会で協議・決議した結果については職員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止委員会の組織

虐待防止委員会は委員長を置き、委員長は業務執行管理者が努めます。虐待担当者には各センター長を定め、虐待防止に関する措置を適切に実施します。虐待防止委員会の議題は委員長が定めます。

(3) 虐待防止委員会における検討事項

- ① 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待防止のための指針の整備・見直しに関すること
- ③ 虐待対応マニュアルの見直しに関すること
- ④ 虐待防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- ⑤ 虐待等について職員や居宅介護支援事業所等が相談・報告できる体制整備すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき虐待防止を徹底します。実施は全体研修を年1回、入職年数に応じた研修を年1回行います。業務指示として外部研修への参加も行います。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。研修の実施内容については、研修資料、出席者等を記録したものを保存します。

【研修内容】

- ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 権利擁護業務の理解
- ・ 高齢者虐待発生要因の理解
- ・ 高齢者虐待対応の理解
- ・ 高齢者虐待未然防止の取組理解
- ・ 再発防止に向けた対応
- ・ 発生した場合の改善策

4. 虐待（虐待疑い）等を発見した場合の対応方法に関する基本方針

事業所は虐待の発生を把握した場合に、次のとおり対応します。

- ① 高齢者、その家族、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、職員等から虐待の相談又は報告を受けた時は、本指針及び久留米市地域包括支援センター高齢者虐待対応マニュアルに基づき適切に対応する。
- ② 虐待が発生した場合（疑いを含む）には、速やかに市に通報し、市と連携した対応を行う。
- ③ 職員による虐待が疑われる、また虐待が判明した場合は、事実確認を行い厳正に対処する。
- ④ 虐待の事実が確認された場合は、必要時虐待防止委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、再発防止に努める。

5. 虐待（虐待疑い）等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項

（1）養護者による虐待

- ① 久留米市地域包括支援センター高齢者虐待対応マニュアルに基づき、虐待相談受付票・リスクアセスメントシートを活用し、相談・通報・届出の対応を行います。
- ② センター長、センター長補佐への報告、市への報告を行います。

（2）職員による虐待

事業所は本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施するため、虐待担当者（センター長）を置き、次のとおり対応します。

- ① 職員が他の職員による虐待を発見した場合は、虐待担当者（センター長）へ速やかに報告する。
- ② 虐待担当者（センター長）は受付記録を作成し、業務執行管理者へ報告する。またその

後の経過についても適宜記録を作成する。

- ③ 業務執行管理者は虐待担当者（センター長）からの報告等により虐待の事実（疑いを含む）を把握した場合は速やかに市へ通報し、市の行う事実確認に協力する。
- ④ 虐待防止委員会において事案の検証、再発防止策の検討を行う。
- ⑤ 検討した再発防止策を職員に周知する。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

事業所は高齢者やその家族等に対して、成年後見制度等について説明し対応を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

事業所は苦情受付担当者（センター長）を配置し、苦情解決に向けて対応します。虐待に関する苦情相談があった場合や、苦情内容から虐待が疑われる場合においては苦情受付担当者（センター長）から業務執行管理者へ報告を行います。

苦情相談の内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、最新の注意を払います。対応の流れは、「5. 虐待（虐待疑い）等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとし、苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

事業所は本指針をいつでも閲覧できるよう掲示を行います。また、当法人のホームページに掲載し、いつでも閲覧可能な状態とします。

9. その他の虐待の防止の推進のために必要な事項

- ① 事業所は虐待防止に向け、常に適切な支援、対応ができる体制を整備する。
- ② 養護者による虐待を発見した場合又は養護者による虐待に関する相談もしくは報告を受けた場合の対応は、本指針や久留米市地域包括支援センター高齢者虐待対応マニュアルに基づき適切に対応をする。
- ③ 事業所は高齢者虐待の防止に向けた以下の基本的視点を持ち対応します。
 - 1) 発生から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援
 - 2) 高齢者自身の意思の尊重
 - 3) 虐待を未然に防ぐための積極的アプローチ
 - 4) 虐待の早期発見・早期対応
 - 5) 高齢者本人とともに養護者を支援する
 - 6) 関係機関の連携・協力によるチーム対応
- ④ 本指針に定めのない事項については、虐待防止委員会にて協議します。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。